

上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託に係るプロポーザルに関する質問及び回答

平成30年6月14日回答

	質 問 内 容	回 答
1	上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託プロポーザル実施要領 4 (1) 提出書類 「キ 3 (10) の資格及び雇用がわかる資料」の提出が求められていますが、有資格者の協力が得られる体制として、再委託を予定している場合、当該資格を保有していることを証明する資格証明書類等の写し、および協力企業として参画する承諾書等の写しを添付することによろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託プロポーザル実施要領 4 (1) 提出書類 「ク 3 (11) の実績又は協力体制のわかる資料」の提出が求められていますが、実績を持つ者との協力が得られる体制として、再委託を予定している場合、実績を証明する業務契約書等の写し、および協力企業として参画する承諾書等の写しを添付することによろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託仕様書 4 実施体制にて、照査技術者の配置を求められていると認識しております。「(5) 照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることはできない」という点を満たしていれば、単体企業、共同企業体の場合は構成員のいずれか、協力企業のいずれの者でも構わないでしょうか。	管理技術者、照査技術者については、直接的に雇用する技術者を配置するものとします。また、共同企業体の場合は構成員が雇用する技術者を配置するものとします。